

2004年5月25日

甲良町議会議長 宮本一起 様
同議会運営委員長 藤堂与三郎 様

甲良町議会議員 西澤伸明

行政の監視役と住民の願い反映の機能を果たせる議会とするため、議会運営の民主化の徹底を求める要請書

去る17日の議会全員協議会で提起しましたように、議会運営について下記内容にて要請いたします。ご賛同・ご理解いただきますようお願いいたします。

3月議会で長寺センター改築図面のない予算を通過させてしまったことは町民の強い批判と不信を招いています。議案の賛否にかかわらず、行政におもねた運営を改める必要性が浮き彫りになったのではないのでしょうか。これは全てに通じるもので、議案の真実の姿を明らかにすることが議会の役目であること教えていると思います。

また、議会事務局から示された今6月議会の日程案がたった1日しか予定されていませんでした。議会事務局主導を克服する必要性を痛感しています。公平・公正であるべき議会事務局の信頼を裏切る事件が起きたことを貴職もご承知の通りです。長寺センター改築用地にかかわる監査請求をめぐる、解放同盟関係者などに監査請求書が閲覧され、コピーまで渡していた事実が明らかになりました。法の判断はもとより、公正であるべき職員としての逸脱は明らかです。しかし、肝心の逸脱行為について「行政行為の裁量の範囲内」と居直っています。これは、監査事務で起きた事件だとして無関係にあつかうことはできません。議会事務局長の要職を預かる方の見識とは到底両立できるものではありません。議会が行政からの独立した運営を確保する上でもこの問題を克服し、議会事務局いりなりから脱却する必要性を痛感します。

よって、根本的な議会運営の民主的改善のため下記5点を改善することを提案します。

記

1、審議日程など事務局主導を改めること。

議会運営委員会にはかる以前に全協で「案」が示され、半ば既成事実のようにあつかわれており、事務局裁量を勝手に解釈しているように思う。議会運営委員会において、開会日、会期など議案の状況を検討しながら協議するのが本来の姿。法第138条第7項では「事務局長および書記長は、議長の命を受け議会の庶務を掌理する」と定めています。さらに、議員必携には「議会に関する全ての事務を処理して、議会の持つ権能が十二分に発揮できるようにつとめ」「住民全体に奉仕する義務を負うもので、・・・議会を通じて住民へのサービスを行うこととなる。」(33ページ)と解説しています。

2、6月、12月議会の会期を十分に設定すること。

1日で終了などは「議案が提出される前から『承認』が決まっているようなもの」といわれていたが、その象徴的なあらわれです。

3、委員会付託を原則とし、慎重な審議を。

4、議案内容のわかる資料を議会に出させること。

5、一般質問を独立した日に設定することを確立すること。

議案審議と一般質問を同じ日に行うことは質問準備、議案研究・調査等に無理を生じる恐れが充分あります。